

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 15 | 介護保険関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、介護保険関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成28年4月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 68 介護保険法に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法に基づき、市内に居住する65歳以上の方を第1号被保険者として、40歳以上65歳未満で、老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援が必要になった方を第2号被保険者として管理し、介護保険に係る事務を行っている。</p> <p>具体的手続及びその使用するシステムは、</p> <p>①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 - ア、イ、ク、ケ</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付等 - ア、ク、ケ、サ</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 - ア、ク、ケ、サ</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 - ア、カ、ク、ケ、サ</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 - ア、カ、ク、ケ、サ</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 - ア、ウ、キ、ク、ケ</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 - ア、ウ、ク、ケ</p> <p>⑧保険料滞納者の被保険者証へ「支払方法変更の記載」を行う。 - ア、ウ、ク、ケ</p> <p>⑨保険料の滞納者に対する保険給付の支払の一時差止め - ア、ウ、ク、ケ</p> <p>⑩保険料徴収消滅期間がある被保険者に対する給付額の減額 - ア、ウ、ク、ケ</p> <p>⑪介護保険料の賦課、徴収 - ア、イ、ウ、エ、オ、ク、ケ</p> <p>※エクセル、桐ファイルについては個人番号での管理を行わない。 ※宛名作成等においてデータ抽出を行う場合、個人番号を除いてデータ抽出を行う。</p> |
| ③システムの名称 | (ア)Acrocity介護保険、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)Acrocity個人住民税、(エ)Acrocity総合収納管理、(オ)Acrocity総合滞納管理、(カ)要介護認定支援システムAlways-J、(キ)介護保険台帳管理システム、(ク)MICJET番号連携サーバー、(ケ)中間サーバー、(コ)エクセル、(サ)桐 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル、個人住民税情報ファイル、総合収納管理情報ファイル、総合滞納管理情報ファイル、行政基本情報ファイル、中間サーバーファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2、58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 117の項</p> <p>2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の93の項及び94の項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 高齢者福祉課 |
| ②所属長 | 高齢者福祉課長 足立 建士 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課法規係 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 高齢者福祉課 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成26年11月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成26年11月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

